

千葉工大弓友会 会則（案）

第一章 総 則

第一条 本会は、千葉工大弓友会と称する。

第二条 本会は、本会会員と弓道部員の親睦を図り弓道部の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、千葉工業大学弓道部卒業生（含む、在学中在籍者）を以て組織する。

第二章 機 関

第四条 本会に、本会運営のための下記機関を置く。

一、定期総会 一、理事会 一、臨時総会

第五条 総会は、本会の最高議決機関であり出席会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

第六条

一項 定期総会は、年に一回開催するものとする。

二項 臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。本会員および弓道部員は、理事会に総会の開催を要求することが出来る。

三項 総会は、会長が招集し本会員に日時、場所、議案を通知する。会長不在の場合は、副会長が代行する。（出席出来ない本会員は、議案に対して委任状を提出することが出来る。）

第七条

一項 理事会は、本会の執行機関とし役員を以て構成する。

二項 第一号 理事会は、会長が招集する。

第二号 理事会は、理事二名以上の要求により開催する。

第三章 会 員

第八条 原則として、大学を卒業した時点で本会の会員となる。

第九条 卒業年度ごとに、一名の年度幹事を置く。

第四章 役 員

第十条 本会は、下記の役員を置く。

一、会長

一、副会長 若干名

一、理事 若干名

総務理事（総会・理事会運営及び資料作成補佐）

記録理事（議事録作成及び講習会・練習会記録作成）

ホームページ担当理事（ホームページの運営・編集及び会員名簿の管理）

会計理事（弓友会会費の管理・運営及び弓道部会計補佐）

監查理事（会計監査及び会計補佐）

幹事長理事（年度幹事の統括および部との連携）

学生担当理事（弓道部の意見聴取・資料整理及び幹事長補佐）

一、名誉顧問 若干名

第十一条 役員の任期は、原則三年間とする。但し、再選はこれを妨げない。

第十二条 役員は、総会において決定する。

第五章 会 計

第十三条 会計年度は、3月21日より翌年3月20日までとする。

第十四条 会計事務・運営は、会計理事が行う。

第十五条 本会員は、会費として年会費三千円を納める。但し、夫婦会員の年会費は、二人で五千円とする。なお、卒業初年度は、年会費一人二千円とする。

第十六条 会計報告および会計監査報告は、理事会の承認を得た後、定期総会で報告する。

第六章 付 則

第十七条 弓道部員および本会員への連絡は、弓道部内におかれる弓友会連絡員が行う。

第十八条 本会会則の改正は、総会の承認を得てこれを行う。

平成二十五年十一月二十四日承認